

平成28年度から

# 仕事と移住希望者とのマッチング事業

を実施します

移住先と仕事を探している移住希望者を、  
仕事の「後継者、担い手、従事者」として迎えませんか！

。。。登録事業者（所）募集中。。。

## 事業の目的等

この事業は、北秋田市で営まれている仕事のうち「後継者、担い手、従事者」などの人材が不足している仕事と、移住希望者が探している「移住先と仕事」という2つの利害をマッチさせることを目的としています。

特に、「後継者が見込めないが仕事を誰かに引き継ぎたい」とか「技能技術が必要な仕事であるが従事者が年々高齢化してきたため若手を担い手として採用したい」とか「常々求人をしているが思うように確保できない」といったところについては、この事業へエントリーしていただくことも人材確保のための一つとしてお考えいただけたと思います。

## 事業の概要（流れ）

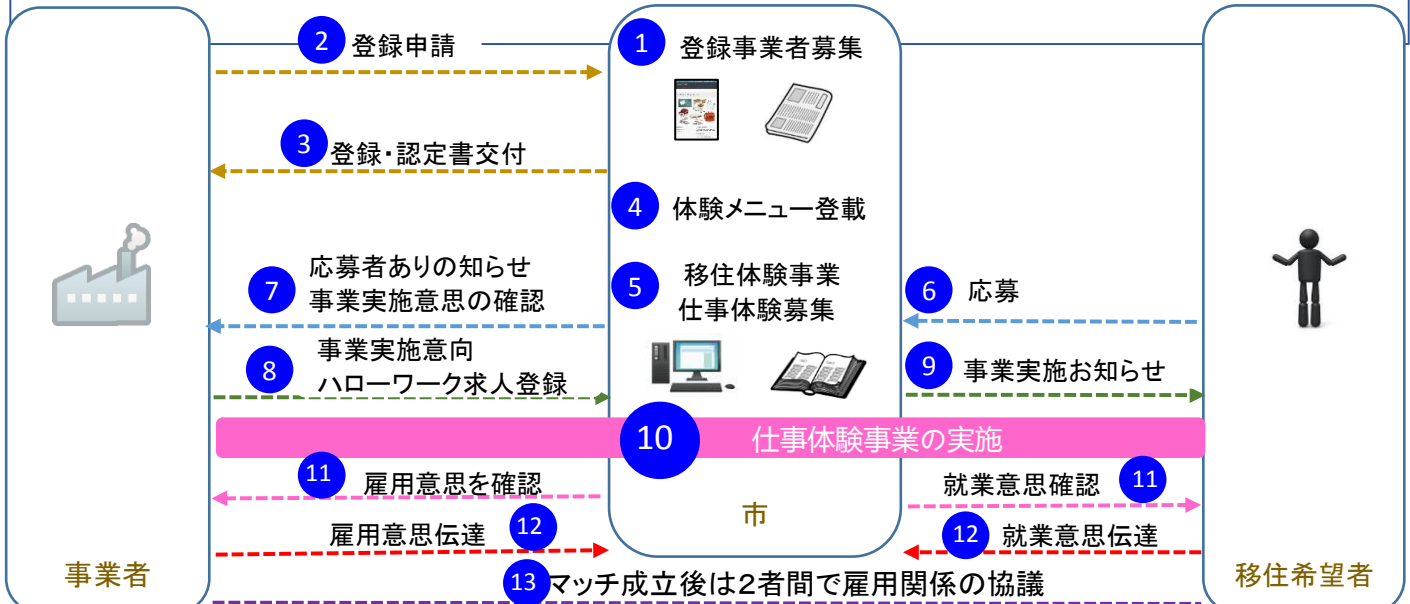
移住先と仕事を探している方に対し、首都圏等で開催の移住相談会や直接問い合わせがあった際に登録している仕事を紹介します。また、本市を訪れて移住を体験する移住体験事業の中に仕事体験としてメニューを設定し、応募にしたがい仕事の視察や体験を通じて顔合わせを行います。

これらの相談や体験を通し仕事や北秋田市を知ってもらい雇用につなげたいというものです。

注1) 認定事業者(所)を移住体験事業の体験メニューの中に例えば「●●工務店で大工見習い体験」「●●建設で土木作業体験」という形で募集します。

注2) 移住体験事業は応募があるまでは実施することができません。ご了承ください。

- ①登録事業者を募集
- ②事業者から登録申請
- ③審査し認定書を交付
- ④認定した仕事を移住体験事業の体験メニューへ登載
- ⑤仕事体験を希望する移住希望者を募集
- ⑥移住希望から応募
- ⑦応募があった旨と応募者の履歴書を事業者提供
- ⑧事業者から事業実施の意向を確認（ハローワークへの求人登録）
- ⑨応募者へ事業実施（又はなし）のお知らせ
- ⑩仕事体験事業を実施（顔合わせ・面談、仕事の視察・体験、交流会開催）
- ⑪事業者と体験事業参加者とれぞれに雇用の意向と就業の意向を確認
- ⑫双方に結果を伝達
- ⑬マッチした場合、事業者と移住希望者が雇用関係等について協議



## 体験事業での支援

1. 体験事業での交流会経費のうち事業所関係者の参加費用一人当たり5千円（2名分まで）を市が負担します

## 事業所への支援（雇用する場合）

### 1. 北秋田市雇用促進交付金

- ・法人が雇用した場合、正規雇用一人あたり年10万円を助成します  
※制度を利用するためには予め事業者登録が必要となります

〔要件〕

- ①健康保険及び厚生年金、雇用保険法の適用を受けている法人
- ②公共職業安定所を通じ求人を始めた日から1年以内に新たに前年度末正規雇用者数を超える正規雇用者を雇い入れること

※ただし、次の業種を除きます。（風俗営業、性風俗関係特殊営業、金融業・保険業、医療・福祉、競輪・競馬等の競争業等、芸ぎ業・芸ぎ幹旋業、場外馬券・車券売場、競輪・競馬等予想業、興信所、集金業・取立業、易断所、観相撲、宗教、政治・経済・文化団体、国県北秋田市の出資団体・運営費補助団体・指定管理施設の指定管理者など）

### 2. 北秋田市資格取得支援助成金

- ・就労する上で必要な資格を取得するための「研修等の受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録料」などの対象費用の1/2（上限10万円）を助成します  
※1事業所につき年度内3人まで

## 移住希望者への支援（移住した場合）

### 1. 奨学金等返還支援助成金

- ・奨学金等を返還している方に対し返還額の1/2または1/3を最大60ヵ月分助成します

〔要件〕

- ①平成27年4月1日～平成32年3月31日の間に奨学金の返還がはじまった方で北秋田市に住民登録し就労している方、または平成27年4月1日～平成32年3月31日の間に本市に新たに住民登録した45歳未満の方で奨学金を返還中の方
- ②上記の方で5年を超す間、北秋田市民として定住できる方

### 2. 移住者住宅購入費等助成金

- ・住宅を新築または中古物権を購入する際の費用の2/10（上限65万円）を助成します

〔要件〕

- ①市民であった方が市外に転出し5年以上市外で生活した後、北秋田市に住民登録した方、または市外出身者が北秋田市に新たに住民登録し生活基盤が北秋田市にある方。

※ただし、次の方を除きます。（転勤等で一時的に住民となった方、公務員、福祉施設入所等を目的として住民登録した方、婚姻・離婚により住民登録した方、学業のため転出し修了後再び住民登録した方、転入前の市区町村税に滞納がある方、過去においてこの助成金を受けた方）

### 3. 住宅リフォーム支援事業 ※上記2.「移住者住宅購入費等助成金」と併用することができます

- ・購入物件を50万円以上かけて市内に本店のある建設業者等がリフォームする場合、市の「住宅リフォーム支援事業」と県の「住宅リフォーム推進事業」を利用することができます。

- ①一般の増改築 【市】工事費の10%（最大20万円）＋【県】10%（上限15万円）
- ②耐震・断熱・省エネ・バリアフリー・屋根の克雪に有効な工事  
【市のみ】工事費の10%（最大25万円）
- ③18才以下の子供が3人以上同居している世帯の増改築  
【市】工事費の15%（最大30万円）＋【県】20%（上限40万円）
- ④空き家を購入し18才以下の子供が同居している世帯の増改築  
【市】工事費の20%（最大40万円）＋【県】30%（上限60万円）

## お申し込み方法

\* 別添申請書に所要事項をご記入の上、お申し込みください。  
なお、FAXでのお申し込みも承ります。

市役所本庁舎2階総合政策課政策係（Tel62-6606・FAX63-2586）